

# 行動制限等に関する説明書

## 1、 行動制限とは

行動制限とは、患者さんの行動により危険が考えられる場合に対処することを指します。

患者さんは、心身の状態により生命または身体の危険にさらされる可能性が著しく高く、保護帯などの行動制限を行う以外安全な治療・看護が提供できない場合もあります。

そのため緊急でやむを得ない場合は、行動制限を行います。

## 2、 行動制限に対する当院の方針

やむを得ず行動制限が必要と判断した場合は、ご家族様へ連絡し許可をいただきます。

行動制限は最長 14 日間とし、その間も解除に向けた検討を毎日おこないます。

14 日を過ぎ、再度行動制限を実施する場合はその都度ご家族様へ連絡し許可をいただきます。

来院時に同意書へご署名をおねがいします。

## 3、 行動制限の三つの原則

- ①切迫性・・・・・・・・危険行動に対し早期に対応しなければいけないこと
- ②非代替性・・・・・・・・他に考えられる方法がないこと
- ③一時性・・・・・・・・一時的であり開始時に最長期間を設け解除に向けた方法を検討すること

## 4、 行動制限の方法

- ①保護帯・・・・・・・・主に上肢の行動制限目的で使用する帯状の紐
- ②介護用手袋・・・・・・・・手、手先の行動制限に使用するミトン
- ③介護服・・・・・・・・上下つなぎ形式の病衣（入院セットの契約が必要になります）
- ④車椅子用安全ベルト・・車椅子からの転落防止目的のベルト
- ⑤ベッド柵・・・・・・・・ベッドから離床、転落防止目的として 3 点柵以上使用
- ⑥その他・・・・・・・・行動制限するためにベッドの片方を壁につけ降りられないようにすることなど

\*薬剤は行動制限目的ではなく苦痛の緩和、精神状態を落ち着かせるために使用するものであり行動制限として使用しません。